

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件

三重国民年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年3月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から21年5月まで

離婚することになり、平成5年3月にそれまで住んでいた市から実家がある他市に転居した。その際、子供がいたので、転入先の市役所で母子家庭に関する手続を行ったが、この時、国民年金担当窓口にも出向き、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行うとともに国民年金保険料の申請免除の手続も行った。その後、4年から5年程度は、年に数回、当該市役所の国民年金の窓口に出向き、「国民年金保険料の免除申請はされていますか。」と確認していたが、いつも、窓口の職員から、「こちらでしておきます。」と言われていたので安心し、それ以降は窓口で確認することもなくなった。

最近、当該市役所に障害年金の受給について相談に出向いたところ、申立期間について、第3号被保険者のままとされており、申請免除期間となっていないことが判明したが、私としては申請免除期間となっているものと思っていたので、申立期間を申請免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍謄本及び住民票の記載並びに市の回答から、申立人が、平成5年3月*日に離婚の届出を、同年3月15日に転入の届出及び国民健康保険の加入申請を、同年3月*日に子の入籍の届出及び児童扶養手当の申請をそれぞれ行っていることが確認でき、オンライン記録及び市が保管していた6年5月11日付け作成の平成5年度の収滞納一覧表に係る申立人の氏名から、申立人が、同年度中に国民年金の手続を行っていたと推認されるとともに、市が、「平成5年当時、転入者には手続漏れがないようにチェックリストを渡し、母子

家庭となった方には、児童扶養手当の係で、国民年金の必要な手続をし、免除申請もするよう伝えていた。」と回答していることから、5年3月に市役所の案内に従って様々な手続を行ったとする、申立人の供述は、極めて信憑性^{びよう}が高いものと考えられる。

その上で、申立人が、転入の手続を行った日に、国民年金の種別変更及び国民年金保険料の申請免除に係る手続を行ったと主張していることについては、確認できた資料では、平成5年度中に氏名変更及び住所変更が行われた形跡のみがうかがわれるにすぎず、種別変更等の手続が行われた形跡はうかがわれなところであるが、市の被保険者名簿が「平成13年7月：台帳不明のため作成」となっており、台帳管理に不手際があったことがうかがえること、申立人の供述の信憑性^{びよう}が高いこと、手続漏れ対策を講じていたという市の回答があること等を踏まえると、申立人が、国民年金について氏名変更や住所変更の手続を行いつつ、種別変更及び免除申請は行わなかったとは到底考え難く、むしろこれらの手続は行われていたと考えるのが合理的である。しかるに、申立人が主張するように、5年3月15日に、国民年金の種別変更の届出及び免除申請書の提出はあったものと推認されるのであり、不明とされている被保険者名簿に、これらが記録されていたか、又は種別変更に係る事務処理の過誤若しくは申請・届出の放置により、21年に申立人が年金記録を確認するまで、申立人の被保険者種別が第3号被保険者のまま管理されていたものと考えられる。

次に、申立人は、平成5年度以降も、約5年間にわたり、毎年、児童扶養手当に係る現況確認の都度、市の国民年金担当窓口を訪れ、免除申請についての確認を求めたが、担当者から、その必要は無いと教示され続けたため、免除申請書は提出していないと供述していることについては、もとより申請免除が認められるには、毎年度申請が必要なものであり、申請していない以上、国民年金保険料が免除されることにはならないものであるが、前述のとおり、不明とされている被保険者名簿に、免除と記録されていたか、又は5年の最初の手続において生じた事務過誤によって、保険料の納付を要しない第3号被保険者として管理されていたとするならば、市の担当職員が、保険料の納付は要しないとして返答を繰り返していたであろうことは容易に想像でき、申立人が、自動的に自分の国民年金保険料は免除されるものと信じ込んでしまったとしても不自然でない。

したがって、当委員会においては、本事案を記録管理不備又は平成5年当時の行政における申請・届出に関する事務過誤のいずれかによって生じたものと認定した。

そうすると、申立人が毎年1回、対面による現況確認のため市役所を訪れていたことは、児童扶養手当が支給され続けていたことから也确实視できるところであり、仮に、適正な記録管理がなされ、又は申請・届出に関する事

務過誤が無かったとしたならば、申立人は、毎年、免除申請を行っていたはずであり、申立人が免除申請書を提出していないことをもって、行政の過誤を申立人に全て負わすのは極めて酷な信義にもとるものと言わざるを得ないから、信義則によって、毎年、適切に免除申請書の提出が行われていたとみなして取り扱うのが相当である。ただし、申請による免除については、本来、申請者が免除申請書を提出することにより、初めてその意思確認が行われるものであり、平成10年度以降に免除申請についての確認を行っていないとする申立人の免除申請を、10年度以降も行われていたとみなすのは、申請・届出手続を欠かさず行っている他の被保険者との公平性の観点において適切とは言えないので、申立人が免除申請を行ったのは、現にその確認を行ったとする平成9年度までの、すなわち、「平成4年度から9年度まで」とするのが相当である。

ところで、申請免除は、所得その他の要件によって決定され、申請者全てが該当するものでは無いところ、申立人の場合、既に平成9年度以前の所得を確認できる資料は見当たらず、申立人が免除基準に該当していたかは不明である。しかしながら、申立人は、平成5年に転入してからの生活状況について、ほとんど就労する機会に恵まれず収入が乏しかったとしている上、児童扶養手当受給資格者台帳の現況届の記録や国民健康保険税の納税通知書などの所得状況をうかがい知るための資料を手掛かりに、経済指標を用いて申立人世帯の所得状況を推計してみると、4年度は約79万円、5年度は約80万円、6年度は約81万円、7年度は約84万円、8年度は約86万円、9年度は約87万円という参考数値が得られたことから、申立人世帯がこれらの年度中は保険料免除基準の88万円の範囲内の所得で推移していた可能性が高い。そうすると、適切に免除申請書の提出が行われ、処理されていたとすれば、保険料免除基準に該当し、免除承認が行われていたと推測されることに加え、既述のとおり、不明とされている被保険者名簿に免除と記録されていた可能性があることから、免除されていたとみなして取り扱うのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年3月から10年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

三重国民年金 事案 1005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間①当時は、自分で国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間②については、昭和 59 年に会社を退職したが、それから 1 年ぐらい後に、妻が、市の地区市民センターに私の国民年金加入手続に行き、未払いとなっていた全ての期間について、保険料を納付した。これまでに保険料を納付していない期間は無いので、申立期間について、納付済みとなっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、昭和 36 年 3 月と 63 年 5 月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、前者の記号番号に係る国民年金被保険者台帳及び両者の記号番号に係る A 市の国民年金被保険者名簿から、36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金加入期間に係る国民年金保険料納付記録は前者の記号番号により、60 年 4 月から平成 10 年 10 月までの国民年金加入期間に係る納付記録は後者の記号番号により、それぞれ管理されていることが確認でき、オンライン記録によると、前者の記号番号は、11 年 8 月に後者の記号番号に統合されている。

このため、申立期間①については、昭和 36 年 3 月に払い出された国民年金手帳記号番号により国民年金保険料を納付することとなると考えられるところ、当該期間は 1 か月と短期間である上、当該期間の直前までの保険料は現年度納付されていることを踏まえると、あえて当該期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人の妻は、「夫の退職後、国民年金の加入手続を行い、それ以降、過去の分の国民年金保険料を分割して支払っていた。」と供述しているが、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳から、申立人は、昭和63年5月に払い出された国民年金手帳記号番号により60年4月21日まで遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間②のうち59年4月から60年3月までは国民年金の未加入期間となっている上、申立期間②のうち同年4月から61年3月までについても、当該記号番号が払い出された時点では、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間②について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、昭和63年5月に払い出された国民年金手帳記号番号により、同年6月に、その時点で遡及納付可能な61年4月まで遡及した上で、同年同月から同年6月までの保険料を過年度納付しており、それ以降、63年11月に61年11月の保険料を過年度納付するまで、複数回にわたり、順次保険料を過年度納付していることが当該記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿から確認できる上、同年12月から63年3月までについても、納付日は不明であるものの、国民年金手帳記号番号の払出日から判断すると、過年度保険料として遡及納付されているものと考えられる。

以上のような納付状況や、申立人の妻の供述等を勘案すると、申立人の妻は、昭和63年5月に申立人の国民年金加入手続を行い、それ以降、保険料の遡及納付を開始したものの、61年3月以前については、時効により保険料を納付することができなかったものとするのが自然である。

このほか、申立期間②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、昭和 56 年 6 月に社会保険事務所（当時）に出向き、夫と私の免除申請手続きを行った。私は国民年金の加入手続きも同時に行ったと思う。婚姻前の時期であるが、夫は申請免除期間となっており、私が未納となっているのはおかしい。

婚姻後は、毎月、夫と私の二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間②について、夫の分を納付しているのに、私の分を納付しないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料は無い。

また、申立期間①について、申立人は、昭和 56 年 6 月に、自身とその夫の免除申請手続きを行い、その際、自身の国民年金加入手続きも同時に行ったと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、57 年 4 月から同年 6 月にかけて払い出されたものとみられることから、申立人の加入手続きはこの頃行われたものと考えられ、申立内容と一致していない上、同年 4 月の時点では申立期間①の大部分が、同年 5 月以降であれば申立期間①の全てが、遡及して申請免除期間とすることはできない期間であるほか、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳においても、上記の国民年金手帳記号

番号が記載されており、申立人は、当該年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いとしている上、ほかに申立期間①について、申立人が国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付されている上、当該期間について申立人の夫の保険料も納付済みであることなどを踏まえると、あえて申立期間②について保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 56 年 8 月から 60 年 9 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、町役場の窓口で、母親が一括して納めた。国民年金手帳にも、納付済みであることを示す町長印が押されている。

申立期間②の国民年金保険料については、毎月、自宅へ集金に来ていた長身の男性に納めていた。領収書代わりにもらう小さな紙切れを缶に入れていたが、何度か引っ越しをしたため、紛失した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12 か月と短期間である上、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付されているほか、申立人が所持する国民年金手帳をみると、申立期間①である昭和 50 年度の検認記録欄に、「12 ヶ月納付済み」の記載とともに当時申立人が居住していた町の押印が有るところ、納付済みである 47 年度から 49 年度までの検認記録欄にも同様の記載及び押印が有ることを踏まえると、申立期間①についても保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、当該期間は、昭和 56 年 8 月 14 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、60 年 10 月 1 日に新たに厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間の国民年金加入期間であるが、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 2 月に払い出されており、当該記号番号に係る A 市の国民年金被保険者名簿をみると、56 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことを契機として国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるが、それ以降、申立期間②について国民年金被保険者資格を再取得した形跡は無い上、申立人が所持する国民年金手帳においても、同年 4 月 1 日の国民年金被保険者資格喪失後、申立期間②に係る被保険者資格の取得及び喪失について記載されていないなど、申立期間②について、その当時、被保険者資格の再取得手続が行われていた状況は見受けられないほか、申立期間②について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、平成 8 年 6 月 21 日に第 3 号被保険者として国民年金に加入しており、オンライン記録によると、その該当処理が同年 7 月 26 日に行われているが、この処理と同日に、昭和 60 年 10 月 1 日を国民年金被保険者資格喪失年月日として追加処理していることが確認でき、申立期間②に係る被保険者資格喪失手続が、その当時に行われていないことがうかがわれる。

以上の状況から判断すると、申立人が、申立期間②について、その当時に国民年金被保険者資格の再取得手続を行い、国民年金保険料を納付していたことは考え難い上、ほかに申立期間②について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月まで
昭和 54 年 7 月に A 市に転入し、その届出などを行うため市役所に出向いたところ、窓口で、私が国民年金に加入していないと言われたので、その場で国民年金の加入手続も行った。その際、2 年分の国民年金保険料は遡って支払えると言われたので、後日、同行していた養母が代わりに支払ってくれた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の養母についても、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 38 年度以降、昭和 62 年 10 月に他界するまで、57 年度を除き保険料を全て納付していることから、申立人及び申立人の養母の納付意識は共に高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 54 年 7 月に A 市に転入したことを契機として、初めて国民年金に加入したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 8 月に払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿には、その受付年月日として「54. 7. 17」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は 54 年 7 月に同市において行われたものと考えられ、申立人の供述と符合している。

さらに、申立人が、国民年金加入手続の際に受けたとする遡及納付についての説明も実際の制度と一致している上、その時点で、申立期間の国民年金保険料は全て過年度納付することが可能であったことから、申立期間の保険料を遡及納付したとする申立内容に不自然な点は見当たらず、申立期間後の納付状況などを勘案すると、申立期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間当時、国民年金保険料は、区の出張所で 3 か月ごとに納付していた。当時、納付書の送付が遅れたり、重複して送付されたりしていたことを覚えている。申立期間だけ納付しないことは考え難い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人は、20 歳到達時に国民年金に加入して以降、経済的な事情により国民年金保険料を納付することができなくなったとする平成 5 年 2 月まで、申立期間を除き、保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況について、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿をみると、申立期間直前の昭和 51 年 3 月までの保険料は現年度保険料として納付されている上、申立期間直後の 52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料についても、納付日は不明であるものの、過年度保険料として納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人に転居等生活環境の変化も無かったとみられ、前述の納付状況を勘案すると、あえて申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年11月から15年3月までは20万円、同年4月から16年9月までは26万円、同年10月から19年8月までは24万円、同年9月から20年3月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月の資格取得時に標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月1日から63年2月26日まで
② 平成3年7月1日から20年4月1日まで
③ 平成20年4月1日から同年9月1日まで

申立期間①、②について、昭和61年5月にA社の入社時の給与が12万円であり、再就職した時には18万円支給するという約束で入社したにもかかわらず、ねんきん定期便の記録に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料納付額が私の保管している給与明細書の報酬月額及び厚生年金保険料控除額と相違している。また、申立期間③について、B社における標準報酬月額についても相違しており、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年5月1日から63年2月26日までの期間（申立期間①）、平成3年7月1日から20年4月1日までの期間（申立期間②）、同年4月1日から同年9月1日までの期間（申立期間③）に係る年金記録の確認

を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和 61 年 5 月 1 日から 63 年 2 月 26 日までの期間（申立期間①）及び平成 3 年 7 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間（申立期間②）については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間（申立期間③）については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②のうち、平成 11 年 11 月から 20 年 3 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び通帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額並びに町役場から提出された給与支払報告書において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、上記資料において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、平成 11 年 11 月から 15 年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から 16 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 19 年 8 月までは 24 万円、同年 9 月から 20 年 3 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与支払明細書及び通帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額並びに町役場から提出された給与支払報告書において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主

は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、及び申立期間②のうち平成3年7月から11年10月までの標準報酬月額については、A社に照会したところ、当時の資料は無いとの回答があった上、申立人も同期間の給与明細書を所持しておらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできなかつた。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、厚生年金特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

申立期間③の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成20年4月から同年8月までは20万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び通帳の写しによると、標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月の資格取得時に標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、当該事業所を管轄する年金事務所に、資格取得時の標準報酬月額の訂正処理の実施の可否について問い合わせたところ、今回は時効により行えなかつたものの、通常であれば、同処理を行う旨回答している。

したがって、申立期間③の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

三重厚生年金 事案 1533

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、平成15年7月10日に支給された賞与の記録が欠落している。厚生年金保険料は控除されているので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び事業主から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、事業主は行ったとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年8月頃から同年11月19日まで
② 昭和26年5月頃から同年9月頃まで

申立期間①について、昭和24年夏頃にA社B支店に転勤したが、同年11月19日資格取得の記録となっている。また、申立期間②について、同社本社からC出張所へ転勤したが、記録が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名、性別及び厚生年金保険被保険者番号が同一である被保険者記録があり、その記録には昭和26年5月10日に資格を取得し、同年9月21日に資格を喪失した旨の記載がある上、同名簿における当該被保険者番号が、申立人が直前に勤務していた同社本社における厚生年金保険被保険者番号と同一であり、当該被保険者番号の厚生年金保険被保険者証を同社C出張所に提示したものと考えられることから、当該期間に申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

なお、当該被保険者名簿には申立人の生年月日は昭和2年2月2日と記載されているものの、A社に係る複数の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳に同日が生年月日として記載されており、これらの記録の厚生年金保険被保険者番号は申立人の記録として申立人

の基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が申立期間②においてA社C出張所に勤務し、事業主は、申立人が昭和26年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿に記載されている標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、A社B支店における複数の同僚の供述から、申立人が当該期間に近接する時期に同支店で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同時期にA社B支店で勤務していたと記憶する複数の同僚のうち、特定できた3人について厚生年金保険の被保険記録を調査したところ、そのうちの2人は、申立期間①に係る被保険者記録が無い。

また、上記同僚3人は既に他界しているため、オンライン記録によりA社B支店において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、そのうちの2人は、「申立人のことは記憶しているものの、申立人がいつからいつまでB支店に勤務していたかは覚えていない。」と供述しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、A社B支店は昭和53年10月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月8日から19年3月16日まで
② 昭和20年5月15日から同年9月まで

昭和18年1月8日にA社へ入社のため、自宅を出て研修後にB工場で勤務し、飛行機を製作していた。19年12月7日の地震、そのすぐ後の空襲の後にはC工場で勤務していた。終戦後の20年9月に実家へ帰った。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人のA社B工場からC工場に異動した状況等の説明は具体的である上、当時の資料とも一致していることから判断すると、申立人は当該期間において当該事業所に継続して勤務していたと認められる。

また、当該事業所における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、オンライン記録では、申立人は昭和19年3月16日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。

しかしながら、A社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。

また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金記号番号及び昭和 19 年 3 月 16 日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できず、申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、オンライン記録と同じ同年 3 月 16 日に被保険者資格を取得し、20 年 5 月 15 日に被保険者資格を喪失した記録となっている。

一方、申立人と同日の昭和 20 年 5 月 15 日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.1.26」及び「全期間に対応する名簿 20.5.17（焼失）」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された大空襲（20 年 5 月 14 日）の翌日の 20 年 5 月 15 日を資格喪失日に設定したものである。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実と異なるものとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実と異なる喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間②において継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が昭和 20 年 9 月 1 日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間②の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号) 附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が紛失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人または事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

申立期間①について、年金番号を払い出した際に作成される厚生年金保険

被保険者台帳索引票によると、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は、昭和 19 年 3 月 16 日であることが確認できる上、申立人と同時に徴用されたとする同僚は「昭和 19 年 1 月に徴用された。」旨供述している。

また、当該事業所においては、当時の関連資料（人事記録、賃金台帳等）は保管されていないことから、申立期間①の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いの状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1536

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月28日は66万2,000円、17年7月25日は62万円、同年12月28日は70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月28日

申立期間における賞与支払明細書から、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は66万2,000円、申立期間②は62万円、申立期間③は70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1537

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月28日は23万3,000円、17年7月25日は23万4,000円、同年12月28日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月28日

申立期間における賞与支払明細書から、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は23万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1538

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月28日は19万4,000円、17年7月25日は20万円、同年12月28日は21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月28日

申立期間における賞与支払明細書から、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は19万4,000円、申立期間②は20万円、申立期間③は21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1539

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和63年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月21日から同年4月1日まで

A社B工場への辞令は、昭和63年3月21日であったが、引っ越しが遅れ、着任できたのが同年4月に入ってからだったと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する申立人の給与支払明細書及び人事記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和63年3月21日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる総支給額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所が

保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和 63 年 4 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 3 月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成15年12月20日及び16年7月20日は40万円、同年12月20日及び17年7月20日は38万9,000円、18年7月20日及び同年12月20日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 20 日
② 平成 16 年 7 月 20 日
③ 平成 16 年 12 月 20 日
④ 平成 17 年 7 月 20 日
⑤ 平成 18 年 7 月 20 日
⑥ 平成 18 年 12 月 20 日

申立期間について賞与から厚生年金保険料が控除されているため、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間①及び②は40万円、

申立期間③及び④は 38 万 9,000 円、申立期間⑤及び⑥は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成15年12月20日、16年7月20日及び同年12月20日は17万円、17年7月20日は20万円、18年7月20日は9万3,000円、同年12月20日は9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月20日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成18年7月20日
⑥ 平成18年12月20日

申立期間について賞与から厚生年金保険料が控除されているため、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間①から③までは17

万円、申立期間④は 20 万円、申立期間⑤は 9 万 3,000 円、申立期間⑥は 9 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年8月までの期間及び10年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から同年8月まで
② 平成10年2月から同年6月まで

申立期間については、町役場へ離職票を持って国民健康保険の加入手続に行き、同時に国民年金にも加入した。納付書が送られてきたので、定期的に納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間はいずれも厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であり、それぞれの期間について、国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続を行わなければならないが、申立人は、それらの手続に係る具体的な記憶は無い上、国民年金保険料納付についての記憶も曖昧であり、被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立期間①については、平成9年1月に基礎年金番号が導入される前の期間であることから、国民年金に加入した場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間①は国民年金の未加入期間となっている。

加えて、申立期間②については、基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていたことから、年金記録管理に過誤が生ずる可能性は低いものと考えられる上、オンライン記録によると、平成10年8月3日に、第2号被保

険者に該当したことを理由として、当該期間に係る国民年金被保険者資格喪失処理が自動的に行われていることが確認でき、その当時、申立人による資格喪失手続きが行われていないことがうかがわれる。

以上の状況に加えて、申立人が現在所持する年金手帳には国民年金に係る記載は無いとしていることなどを勘案すると、申立人が、申立期間について、国民年金加入手続を行った上で、国民年金保険料を納付していたことは考え難く、ほかに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月

申立期間の国民年金保険料については、コンビニエンスストアで納付したのに、未納となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成 17 年 1 月 21 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失してから、同年 2 月 1 日に B 社の厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間である。

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、明確ではないながらも、「A 社を退職後、B 社に勤務するまでの間だと思う。」としていることから、その納付時期は平成 17 年 1 月頃となると考えられるところ、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける資料として提出されたスケジュール帳の写しをみると、そのメモ欄に「3/16 年金未払い分コンビニ or 役場で支払い」と記載されているが、当該スケジュール帳は 19 年 3 月のものであり、申立人の供述する納付時期と一致しない上、同年同月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人から、上記の資料に加えて、平成 19 年 1 月のスケジュール帳の写しが提出されており、その 4 日の欄には「年金支払い ¥13,000」と記載されているが、その時点であっても申立人の供述する納付時期と一致しない上、仮に当該記載のとおり申立期間の国民年金保険料の納付が行われていたと想定した場合、同年 3 月の上記スケジュール帳に申立期間の保険料を納付した旨記載されることは考え難く、これらスケジュール帳の記載に不合理な点がみられ、これらスケジュール帳が申立期間の保険料納付を裏付ける資料であるとは言い難い。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金の事務が行われるようになったことに加え、当該期間は、14年4月に国へ収納事務が一元化された後の期間でもあり、国民年金保険料収納事務における事務処理の電算化が一層促進されていたことを踏まえると、年金記録管理に過誤が生ずることは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から56年3月まで
昭和50年9月に、夫が勤務先を退職したため、同年10月に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始した。申立期間当時は、自治会による集金が行われており、夫と私の二人分の保険料を、毎月集金人に渡していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続について記憶に無いとしており、保険料納付についても、集金であったとするものの、具体的な供述を得ることはできず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和56年4月に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から54年9月まで

申立期間は、会社を退職後、次の勤め先が見付からず、両親に面倒を掛けていた時期であり、自分では国民年金保険料を支払うことができなかったが、両親が代わりに支払ってくれていたとのことであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親に聴取しても、加入手続及び保険料納付についての具体的な記憶は無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年7月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、当該記号番号に係るA町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳共に、国民年金被保険者資格取得年月日として同年5月1日と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年9月まで

当時、夫は、仕事の都合で長期間家を空けることが多かったが、私が国民年金保険料を半年から1年近く支払わなかったことがあることを帰宅していた時に知り、私に支払うように言った。当時の自治会長は、厚生年金保険に加入している者の妻は国民年金に加入しても、しなくてもどちらでもいいと言っていたが、夫は、中途半端でおかしいと思い、私は国民年金に加入し、保険料を納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は高齢等のため聴取に応ずることができず、申立人の夫に聴取したものの、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、それらについて具体的な供述を得ることはできず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月22日に任意加入により払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられるが、申立期間についても、申立人の夫は厚生年金保険に加入しているため、国民年金の任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点から遡及して国民年金に加入することはできず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は現在年金手帳を3冊所持しており、このうち2冊に国民年金の被保険者資格取得年月日が記載されているが、いずれも「昭和46年10月22日」と記載されており、オンライン記録及びA市の申立人に係る国

民年金被保険者名簿の記録と一致している上、このうち昭和 46 年 10 月 22 日に発行された年金手帳の昭和 46 年度の印紙検認記録欄をみると、46 年 4 月から同年 9 月までの欄には、未加入期間であることを示す「×」印が記載されているなど、申立期間が未加入期間であることに不自然さは見受けられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1542 (事案 26 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 37 年 9 月まで

A社で昭和 35 年 4 月から 37 年 9 月まで働き、厚生年金保険に加入していた。私の後任に入社した者の名前を覚えている。在職中に通院していた病院の場所は覚えており、当時の経理担当者から通院の都度、健康保険被保険者証を渡されて受診した。縦長の厚生年金手帳らしきものも所持していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人から当時の同僚等として申立てのあった者 5 人のうち 3 人が確認できる上、このうち 1 人の同僚の供述内容からも、申立人の当該事業所での勤務を推認することができるものの、当該名簿に申立人の氏名は記録されていないこと、ii) 当時の同僚等として申立てのあった 5 人のうち 2 人についても被保険者記録を確認することができないことから、社員について厚生年金保険の適用について異なる取扱いをしていた可能性が否定できないこと、iii) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料を得ることはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 6 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに 3 人の同僚の氏名を挙げているが、そのうち 2 人については、申立期間における被保険者名簿に氏名が無く、残りの 1 人の同

僚及び申立期間に当該事業所で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したものの、新たな事実関係を確認することができず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、当該事業所に在職中、経理担当者から健康保険被保険者証を渡され通院したとしているが、当時の経理担当者と思われる同僚は他界している上、当該事業所で経理を担当していたとする他の同僚に照会したものの、新たな事実関係を確認することができなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1543（事案 1157 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 2 日から 43 年 5 月 16 日まで

申立期間については、前回、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、申立期間に係る船員手帳が見つかった。また、A組合に問い合わせたところ、申立期間に係る組合費を納入していることが確認できる組合費納入原簿を送付された。これにより、申立期間について、給料の支給を受けていたことが証明されたので、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社の後継企業であるC社から提出された申立人に係る船員保険被保険者票の記載から、申立人は昭和 42 年 12 月 2 日に依願休職により資格喪失し、43 年 5 月 16 日に復職により資格取得していることが確認できる上、同票の記載はB社の船員保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していること、ii) 同名簿の申立期間に係る記録に欠番は無く、申立人の氏名も無いこと、iii) 同事業所において船員保険被保険者となっている複数の同僚からも、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかつたこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 12 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る船員手帳及びA組合提出の組合費納入原簿の記載から、「申立期間は有給休暇中であり、会社から給料の支給を受けていたこと、給料からは船員保険料が控除されていたことは間違いない。」と主張しているところ、船員手帳の備考欄に有給休暇と記載されていること、及び組合費納入原簿により申立期間に係る組合費が納入されていることが確認できる上、A組合及びC社に照会した結果、「組合費は給料から控除し、

組合に納入することになる。」と回答があったことから、申立人が申立期間において事業所から給料を支給されていたことは推認できる。

しかしながら、A組合から提出された昭和42年5月発行の労働協約書の休日・休暇の規定によれば、有給休暇、請暇の期間を超える者は依願休職員となると規定されているところ、上記船員手帳により昭和42年9月16日に雇止となっている申立人は、同年12月2日をもって前記規定により依願休職員となったものと考えられる上、C社に船員保険料控除について照会したところ、「申立人について、前回提出した船員保険被保険者票以外の資料は無く、船員保険料の控除について確認できないが、休職中であれば船員保険は資格喪失させると思う。」との回答があった。

また、申立人も給料から事業主により船員保険料を控除されていたことの確認できる給料明細書等は所持しておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料、供述等を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年から 36 年まで

私は、申立期間に、A社（現在は、B社）又はC社（現在は、D社）で働いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 30 年 4 月 15 日資格取得、32 年 9 月 16 日資格喪失）には申立人の氏名があり、オンライン記録からも、当該期間については厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 32 年 12 月 1 日資格取得）から*番（昭和 37 年 1 月 6 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

一方、オンライン記録によると、C社は、昭和 35 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、昭和 33 年から 34 年 12 月 31 日までの期間について、当該事業所は適用事業所ではないことが確認でき

る。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「申立てどおりの資格取得・喪失に関する届出、保険料の控除及び納付はしていない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について確認できる供述を得ることができなかった。

加えて、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和35年1月1日資格取得）から*番（昭和37年1月6日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1545

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 11 月 12 日から同年 12 月 17 日まで
年金記録では、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成 19 年 12 月 17 日となっているが、同社に入社したのは同年 11 月 12 日である。
申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、申立人の入社日は平成 19 年 11 月 12 日であることが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、当該事業所提出の健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の資格取得日は平成 19 年 12 月 17 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち5人に照会したものの、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1546

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 26 年 6 月 1 日まで
昭和 18 年 3 月 20 日に学校を卒業し、翌日から 26 年 5 月 31 日まで継続して A 社（現在は、B 社）に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された A 社勤務の辞令、申立人の業務内容に関する具体的な供述及び申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同一の氏名、生年月日で、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している記録が存在する。

しかしながら、当該台帳には事業所名称が記載されていない上、厚生年金保険法が施行された昭和 19 年 6 月から同年 9 月 30 日までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間とされ、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められているところ、同台帳には標準報酬月額及び資格喪失日についての記載が無いことから、同年 10 月 1 日以降に厚生年金保険の適用事業所の事業主から、被保険者に関する届出があったことはうかがえない。

さらに、事業所別索引簿及びオンライン記録では、A 社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

加えて、A 社に在籍していた同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況等につ

いて確認できる供述を得ることはできなかつた上、当該同僚についても当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

その上、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてB社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

また、A社の後継事業所と推認されるC社は昭和25年1月27日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同日から26年6月1日までの期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1547

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 26 日から 49 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間についてA社（B社に名称変更後、現在は、C社）に勤めていたが、厚生年金保険の記録が1か月だけであり、会社が厚生年金保険料を1か月分しか納めていなかったということはありません。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散していることから、事業を引き継いでいるC社に、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の関係資料が保管されていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、D健康保険組合に申立人の健康保険の加入状況について照会したところ、「保存期限の20年が経過しており、申立期間当時の資料は既に廃棄しているため不明である。また、B社は、昭和45年4月1日付けで加入事業所として政府管掌健康保険より当健康保険組合に編入、平成15年12月1日付けで全喪の申請をし脱退しているが、申立人の資格得喪記録については該当が無く確認できない。」との回答があった。

さらに、申立期間当時に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった同僚に照会したものの、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について供述を得ることができなかったが、同僚のうち販売員であった者は、「1年以上勤務していたが厚生年金保険の加入記録は1か月しかない。」と供述している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取

得日は昭和 49 年 3 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

その上、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1548（事案 643 及び 1071 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 2 日から 34 年 12 月 20 日まで

前回、前々回の申立てについては、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、私が、A 社（現在は、B 社）に再就職する際、履歴書に C 社に勤めていたことを記入したと、新たな同僚の名前を思い出したので、もう一度調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 社に照会したところ、「当事業所が保管している厚生年金保険の関係資料を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらなかった。」との回答があったこと、ii) 申立人が記憶している同僚のうち、3 人については C 社において厚生年金保険の被保険者としての記録が無く、申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会を試みたものの、連絡先は不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかったこと、及び iii) C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い上、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録によると、昭和 40 年 12 月 1 日資格取得、平成 10 年 3 月 31 日離職となっており、申立期間に係る加入記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、新たに供述してくれる同僚が見付かったので事実関係を再確認してほしいとの申立てがあり、申立人から提示があった同僚のう

ち、連絡先が判明した複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかったこと等を理由として、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 17 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、A社に就職した際の履歴書に、C社で勤務していたことを記載していたとして再度、申立てがあったため、B社に照会したところ、「当時の履歴書や人事記録等は残っていないので、確認できない。」との回答があった。

また、申立人より新たに提示のあった同僚については、連絡先が不明のため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、C社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1549

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 63 年 9 月まで

昭和 51 年に A 社へ入社してから、平成 10 年に退職するまで同じ職場で勤務していたにもかかわらず、申立期間について、標準報酬月額が大幅に下がっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された社員名簿により、申立人が主張するとおり、入社から退社まで同じ職場で継続して勤務していたことが確認できるが、同社の総務担当者に照会したところ、「当社が B 健康保険組合に加入することとなり、C 工場において昭和 60 年 8 月 1 日時点で厚生年金保険の被保険者であった全従業員について、同日に一旦資格喪失した後、同日付けで D 事業所で再度資格取得させる手続を行った。しかし、申立人の被保険者資格再取得に係る標準報酬月額をどのように決定したのか、本社及び人事部にも問い合わせたが、資料が無いため不明である。」と回答している。

ところで、当該事業所から提出された申立人の昭和 60 年分から 63 年分までの源泉徴収票を確認したところ、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、源泉徴収票に記載された社会保険料控除額（以下「徴収票等上の社会保険料控除額」という。）は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を加算した額とほぼ一致する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標

準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の場合、徴収票等上の社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、B健康保険組合に照会したところ、A社が同健康保険組合に加入した昭和61年1月以降の健康保険の標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1550(事案 548 及び 1087 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から28年12月1日まで
② 昭和29年2月1日から31年5月20日まで

申立期間については、前回及び前々回共に年金記録の訂正は必要ないとの判断であったが、委員会は、脱退手当金が支給されたことを具体的に説明していない。55歳か60歳頃年金を請求した際、A社でもらった厚生年金保険被保険者証があり、そこには脱退手当金を支給したことを示す表示はなかった。社会保険事務所(当時)の職員からも脱退手当金支給済みの表示がなかったことの説明はなかった上、当該被保険者証は同所において廃棄されてしまった。再度調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年5月の前後5年程度の期間内に資格喪失した者28人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18人に脱退手当金の支給記録があり、うち10人が資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年6月23日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手

当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、「社長には退職した後も仕事をしたい旨伝えていたので、事業主が脱退手当金の手続をするはずはない。私は脱退手当金の請求を会社に委任していないし、社会保険事務所に直接請求もしていない。」と主張しているが、閉鎖登記簿謄本により判明したB社の元代表取締役は既に他界しており、当時の資料は残っておらず、当時の状況を確認することはできない上、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社でもらった厚生年金保険被保険者証には脱退手当金を支給したことを示す表示は無かったにもかかわらず社会保険事務所の職員からは表示がなかったことの説明はなかった上、当該被保険者証は同所において廃棄されてしまった。」と主張しているが、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金事案 1551（事案 845 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から23年8月1日まで
② 昭和23年9月1日から同年12月5日まで

前回、第三者委員会よりの書面による回答に対し不明な点があり、詳細についても説明されていない。申立期間について、再度調査していただき、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人と一緒に働いていた旨供述する者はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の入社時期についての供述等を得ることはできなかったこと、ii) A社は昭和30年2月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者の所在も不明のため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和20年4月1日の資格取得（健康保険番号*番）から23年8月1日の資格取得（健康保険番号*番）までの間に、同社において被保険者資格を取得した者は無く、申立人及び上記の申立人が記憶している同僚を含む多くの従業員が申立人と同日の23年8月1日に資格取得している上、これらの同僚に照会したところ、複数の同僚が本人の被保険者資格取得日より2年から3年ぐらい前に同社に入社したと供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえること等を理由として、また、申立期間②に係る申立てについては、

i) 申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間②のうち昭和23年10月21日以降の期間においてB社で勤務していたことは確認できるものの、申立期間②にB社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、複数の同僚が、入社して最初の3か月から6か月程度の期間は臨時社員だった旨、臨時社員の際は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の供述をしている上、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期に違いがみられることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえること、ii) 申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつたこと、iii) B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点が見られないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月18日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間について、今回、申立人は健康保険証を使用して受診していたと主張しているため、申立人から提示があった医療機関について調査したところ、所在が不明の医療機関がある上、現存する医療機関について照会したものの、いずれも当時の資料は無い旨の回答があり、申立人が主張する内容について確認することができなかつた。また、旧C町の住所地に現存している医療機関についても調査したが、申立期間当時、開院していた医療機関は見当たらないため、当時の関連資料や供述を得ることはできなかつた。

申立期間①について、今回、申立人は同僚の氏名を思い出したので事実関係を再確認してほしいと主張していることから、申立人から提示があった同僚に照会したところ、「私は昭和21年から22年まで1年8か月ほど勤務していた。申立人は私より後に入社してきた。夫も21年頃入社した。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚はA社の厚生年金保険被保険者資格を取得していない上、当該同僚の夫は、申立人と同様、昭和23年8月1日に被保険者資格を取得していることから、同社において必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者を取得させていたとは言えない状況が改めてうかがえる。

また、申立人は、A社はD社に吸収されたと主張しているため、D社について調査したものの、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

さらに、A社と同種の事業内容で所在地が近似している事業所に照会したものの、「当時を知る者もいないため不明である。」と回答しており、同事業所における関連資料や供述等を得ることはできなかつた。

申立期間②について、今回、前回聴取できなかったB社の厚生年金保険被保険者である複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に調査したところ、申立人を覚えていると供述している同僚はいるものの、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得状況についての供述を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 20 年 6 月 20 日まで
申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額と、実際に受けていた報酬額に差があるので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間の一部に係る給与明細書及び源泉徴収票から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社に照会したところ、「実際は、毎月 30 万円の給与を支給していたが、社会保険事務所へは毎月 20 万円で届け出ており、保険料も 20 万円に見合う額しか給与から控除していなかった。実際の給与より低い金額で届け出をしていることについては、従業員にも説明済みである。」との回答があり、当該事業所より提出された申立期間に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書からも事業主の供述のとおり処理されている

ことが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社へ昭和 50 年 3 月 1 日に入社し、平成元年 7 月 1 日まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録では 4 か月が空白期間となっている。会社に聞いても資料が見当たらないという返事であったが、この間にも健康保険証は使用していたので空白があるのは考えられない。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたB施設の元支配人に照会したところ「私は、B施設を新しく造るために、A社から派遣された。仕事はずっと継続していた。」と供述しているところ、元支配人も申立人と同様に、A社において昭和 52 年 7 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 11 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

また、A社において申立人と同様、昭和 52 年 7 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚 3 人に照会したところ、そのうちの 1 人は、「B施設が営業する前にA社に事務員として現地採用で入社した。現地採用されたのは私と申立人を含め 3 人だけだった。同社には正社員で入社し、B施設設立準備の事務室で勤務した。退職するまで継続して勤務していたが、私も 4 か月の空白がある。」と供述している上、上記同僚の被保険者記録を調査したところ、現地採用されたとする 3 人全員がA社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 11 月 1 日に資格取得しており、被保険者資格が継

続していないことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、「申立ての期間が既に30年以上経過しているため、当時の資料も無く、明確な回答ができない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1554（事案 40 及び 984 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
一回目及び二回目の申立結果について納得できない。当時、主任をされていた方が、本人も知らない間に一時期厚生年金から共済年金に加入していたと聞いている。申立期間について再調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、在籍証明書等から申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できるものの、申立人は申立期間において夫の被扶養者に認定されていること、ii) 申立期間に係る雇用保険の加入記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 14 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、新たに申立期間当時の同僚の氏名を思い出したので事実関係を再確認してほしいとの申立てがあり、申立人から氏名の提示があった同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶していない上、当時の当該事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述も得ることはできなかったことから、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、改めて、申立人が主張している同僚の厚生年金保険の適用状況を調査したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 11 日から 44 年 10 月 11 日まで
② 平成 14 年 4 月 19 日から 17 年 7 月 19 日まで
③ 平成 15 年 7 月 4 日
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 5 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日

ねんきん特別便に記載されている標準報酬月額及び標準賞与額について、申立期間①のA社において、手当等が加算されていないため全体的に5,000円くらい少なく、申立期間②から⑥までのB社においては2万円くらい少ないように思うので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人が記憶している給与支給額より標準報酬月額が低額であると申し立てている。

しかしながら、A社において申立人と同様、昭和 41 年 3 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 37 人（申立人が記憶している同僚を含む。）の標準報酬月額について調査したところ、いずれも申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、上記の同僚のうち一人は、「当時、支給されていた給料額については分からないが、ねんきん特別便を見ても、大体そんなものだろうと思い、特に疑問を持つことはなかった。」旨の供述をしているほか、A社の厚生年

金保険被保険者原票を確認しても、申立人の申立期間①における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、A社に照会したところ、「当時の資料は法定保存期間が過ぎたため処分しており、資料の提供はできない。」との回答があり、申立人の申立期間①の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

申立期間②から⑥までについて、申立人はB社の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

B社から提出された賃金台帳及び給与個人台帳から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかし、上記賃金台帳等に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B社から提出された賞与一覧表から、平成15年7月、同年12月、16年7月、同年12月に賞与が支払われており、これらの賞与額については、オンライン記録の標準賞与額と一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1556

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 29 日から 51 年 4 月 24 日まで
申立期間におけるA社の標準報酬月額について、退職時に交付された離職票に記載されている賃金額と相違があるため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票によると、申立人の主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

しかし、申立期間前後においてA社の厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚（申立人が記憶する同僚を含む。）の標準報酬月額について調査したものの、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A社に照会したところ、「標準報酬月額の計算の基礎となる給与は、固定的賃金であり残業手当等は含まないが、離職票の賃金額には、残業手当が含まれている。」と回答している上、同社から提出された厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、被保険者資格取得時における標準報酬月額は9万 8,000 円となっており、これはオンライン記録と一致している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1557

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 15 日から 31 年 3 月 1 日まで
中学を卒業後、叔母に誘われてA社（現在は、B社）に入社し、住込みで朝8時から夕方5時まで仕事をしていたが、同社での厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。
また、A社の当時の事業主は既に他界しているため、事業主の弟に照会したところ、「兄は、A社とC社の事業主であった。自分はどちらの会社にも在籍していたが、申立人や申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について詳しいことは覚えていない。」と回答があった上、B社に照会しても、「申立期間に係る資料は無く、申立てどおりの届出を行ったか、保険料を給与から控除していたかは不明である。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社と事業主が同じであったC社は、オンライン記録によると昭和30年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、適用事業所になった日に被保険者資格を取得している10人のうち連絡先の判明した4人に照会したところ、申立人を記憶している同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶していない上、申立人が記憶している

同僚についても、正確な氏名が不明のため当該同僚を特定することができず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 20 日から 47 年 9 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月頃から 48 年 4 月頃まで

私は、高校卒業後、専門学校で2年間勉強し、卒業後学校の紹介でA社に正社員として勤務した。その後、B社へ勤務先が変わったが、厚生年金保険の空白期間があったので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出があった履歴書、予告解雇通知書、事業主の供述及び同事業所に在籍していた同僚の供述により、昭和46年3月8日から同年10月11日までの期間について、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当事務所は平成3年4月1日に社会保険の適用事業所となり、それまではC国民健康保険に加入し、各々国民年金に加入していた。」と回答している上、オンライン記録によると、同事業所は平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記同僚に照会したものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、申立人が記憶している名称、所在地が類似している事業所が2か所あったものの、いずれも申立期間②において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、両事業所に照会したものの、申立人の申立

期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。